

神戸市教育委員会後援事務取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、神戸市教育委員会（以下「委員会」という。）が他団体の行う事業（以下「行事」という。）に対して、委員会の後援名義の使用を承諾するのに必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

第2条 後援名義の使用承諾を受けようとする主催団体は、名義使用の承諾を必要とする期日の原則として1か月前までに申請書を次に掲げる書類を添えて提出するものとする。但し、委員会が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 規約、会則、定款、組織図、役員名簿 等
- (2) 行事の概要が分かる資料
- (3) 収支予算書
- (4) その他事業に関する資料で委員会が指示するもの

(承諾の要件)

第3条 前条で申請された行事の内容が、委員会の所掌する事務に関連し、それらの充実、発展又は振興に寄与すると認められるもののうち、次に掲げるいずれの要件にも適合している場合、後援名義の使用を承諾することができる。但し、当該行事がその目的・内容からみて、教育長が特に認めたものについてはこの限りでない。

- (1) 団体で行う行事であること
- (2) 広く市民に公開されていること
- (3) 宗教的又は政治的色彩を有していないものであること
- (4) 投資や金融に関する内容が含まれないこと
- (5) 営利を目的とせず、かつ、特定の団体等の宣伝や勧誘に利用されるおそれがないこと
- (6) 組織・活動歴からみて今後、継続的な活動が見込めるもの
- (7) 主催団体が暴力団その他反社会的団体でないことが明らかであること
- (8) 過去に後援名義の使用承諾を行った団体又は行事については、承諾の要件を適切に履行していること

(行事の実施)

第4条 後援名義の使用を承諾する場合には、その旨記載された通知文の送付により行うこととする。

2 後援名義の使用の承諾を受けた行事は、主催団体が一切の責任を負って、申請内容に従って実施するものとする。

(後援の取消)

第5条 次の各号の一に該当する場合は、後援名義の使用の承諾を取り消すものとする。

- (1) 第2条の申請及び資料に虚偽の事項があったとき
- (2) 行事内容が第3条に定める要件を欠くことが判明したとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その他教育長が必要と認めるとき

(行事の報告)

第6条 主催団体は、行事の実施終了後1か月以内に行事報告書及び委員会が必要と認める書類を提出しなければならないものとする。

2 主催団体が前項に規定する行事報告書を提出しなかった場合、以後、同団体からの申請は受理しないものとする。

(表彰)

第7条 後援名義の使用を承諾した行事については、表彰することができる。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する